

国東市観光応援プロジェクト宿泊キャンペーン事業実施

及び参加事業者募集要領

令和2年8月11日

1、はじめに

本要領は、国東市観光応援プロジェクト宿泊キャンペーン実施要綱（以下「要綱」という。）で規定する事項のうち、本事業の円滑な運用を図るため、助成金交付の対象となる事業や助成金交付の手順に関する事項を定めたものです。要綱及び本要領をご確認の上、事業実施いただきますようお願いいたします。

2、宿泊キャンペーンの事業内容

観光応援宿泊キャンペーンの事業内容は、本キャンペーンに参加する宿泊事業者に対して、事業期間中に1人あたりの宿泊費半額（最大6,000円）を助成し、宿泊客に対して、助成後の宿泊金額に応じて市内共通利用クーポン券（最大2,000円分）を配布するものです。

2、助成金の対象者

（1）旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた事業者、若しくは旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた施設、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている事業者とします。

（2）市内共通利用クーポン券の対象となる事業者は、市内に施設のある、飲食店、土産物等販売店（道の駅含む）、レジャー等の体験施設、タクシー事業者等とします。

3、助成額および対象経費

（1）宿泊助成について

宿泊プラン料金（1泊2食付き・素泊価格等）に1/2を乗じた額とし、1人1泊につき最大6,000円とし100円未満の金額については、切り捨てるものとします。また連続して宿泊する場合は最大2連泊までとします。

宿泊プラン料金には、飲料代や追加料金、サービス料などのオプション料金は含みません。

GOTOトラベル事業等の国や県の事業と併用する場合には、本来の宿泊プランから、GOTOトラベル事業の割引額・クーポン金額を差引いた金額が対象経費となります。

（2）市内共通利用クーポン券「以下（クーポン券）という。」について

クーポン券は1枚あたり1,000円分とし、宿泊客が宿泊助成を利用する施設にて配布するものとします。

また、配布するクーポン券の枚数については、対象となる宿泊プラン料金から宿泊助成額を差し引いた金額（宿泊客が実際に支払う金額）が2,000円以上の場合は2枚（2,000円分）とし、2,000円未満の場合は1枚（1,000円）で、対象となる宿泊プランの宿泊数と利用人数に応じて（最大2連泊分）配布することとします。

(※宿泊助成額とクーポン券配布枚数の例)

・1泊2日で宿泊プラン料金(1泊2食付き)12,000円を3名で利用した場合

宿泊助成額: $12,000 \text{円} \times 1/2 \times 3 \text{名} = 18,000 \text{円}$ (1人あたり6,000円)

クーポン券: 6,000円(宿泊プラン料金から助成額を差引いた金額) $\geq 2,000 \text{円}$

$2 \text{枚}(2,000 \text{円分}) \times 3 \text{人(利用人数)} \times 1 \text{泊(宿泊数)} = 6 \text{枚}$

・2泊3日で宿泊プラン料金10,000円(1泊当たり料金)を3名で利用した場合

宿泊助成額: $10,000 \text{円} \times 1/2 \times 3 \text{名} \times 2 \text{日(宿泊数)} = 30,000 \text{円}$ (1人あたり5,000円)

クーポン券: 5,000円(宿泊プラン料金から助成額を差引いた金額) $\geq 2,000 \text{円}$

$2 \text{枚}(2,000 \text{円分}) \times 3 \text{人(利用人数)} \times 2 \text{泊(宿泊数)} = 12 \text{枚}$

・1泊2日で宿泊プラン料金3,890円(素泊まり)を3名で利用した場合

宿泊助成額: $3,890 \text{円} \times 1/2 \times 3 \text{名} = 5,700 \text{円}$ (100未満切り捨て)(1,900円/1人)

クーポン券: 1,990円(宿泊プラン料金から助成額を差引いた金額) $\leq 2,000 \text{円}$

$1 \text{枚}(1,000 \text{円分}) \times 3 \text{名} \times 1 \text{泊(宿泊数)} = 3 \text{枚}$

4、宿泊キャンペーン事業期間

観光応援宿泊キャンペーンの事業期間は、令和2年9月1日から令和3年2月28日までとし、諸情勢を考慮しながら、2期に分けて事業を行うものとします。

(1) 前期 令和2年9月1日(チェックイン)から令和2年11月30日(チェックアウト)

※県内在住者を対象とします。

(2) 後期 令和2年12月1日(チェックイン)から令和3年2月28日(チェックアウト)

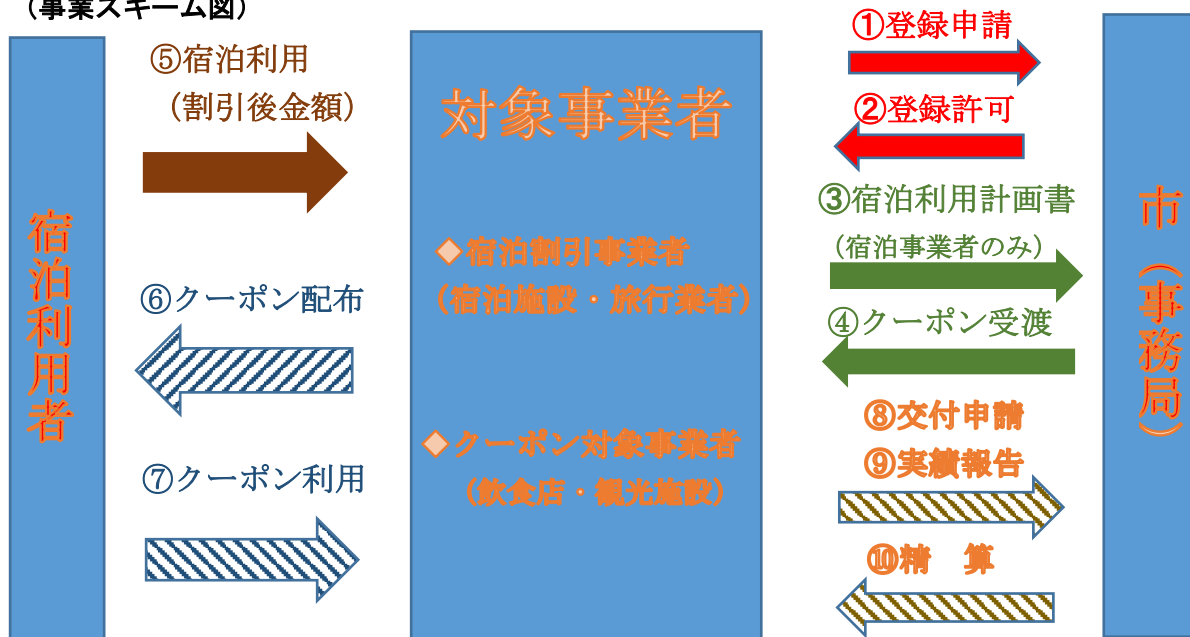
※状況に応じて全国へ対象者を拡大いたします。

クーポン券の利用期間は、配布を受けた日から、令和3年2月28日までとします。

5、宿泊キャンペーン事業のスキーム及び助成金申請方法

本事業の流れや助成金申請方法等は下記のスキーム図を参考に、以下の手順で行います。

(事業スキーム図)



①登録申請

本事業への参加を希望する事業者は、下記の応募期間内までに、「国東市観光応援宿泊キャンペーン対象事業者指定申込書」に必要事項をご記入の上、国東市へ提出してください。

- (1) 提出書類 様式第1号の1（宿泊施設用）
 様式第1号の2（旅行会社用）
 様式第1号の3（クーポン券対象事業者）
- (3) 添付書類 債権者登録（口座情報登録）申請書
- (2) 募集期間 募集要領配布開始日から令和2年8月31日まで、若しくは参加事業者が行う対象事業開始日までに提出するようにしてください。

②登録許可

参加申し込みのあった事業者に対し内容を確認した上で、「対象事業者登録完了通知書（様式第2号1）」により参加事業者に通知します。不適用の場合には「対象事業者指定登録不採択通知書（様式第2号の2）」により通知します。

③宿泊利用計画書

登録完了通知を受けた宿泊事業者は、事業開始（宿泊客の受け入れ）前にあらかじめ予約状況等の事業計画を国東市へ提出してください。

- (1) 提出書類 宿泊キャンペーン事業計画書（様式第4号）
- (2) 添付書類 予約状況等の確認が出来る書類
 （宿泊者・宿泊人数・宿泊プラン料金等の記載されたもの）
- (3) 対象期間 予約状況等を月毎に集計し提出してください。

④クーポン券の受渡

- ③宿泊利用計画を提出した宿泊事業者に対して、利用者分のクーポン券をお渡しします。
引き渡し時に受領確認を行っていただきます。

⑤宿泊施設利用

宿泊事業者は、宿泊客に対して、宿泊プランが本宿泊キャンペーンを通じて割引されていることを明確に認知できるように価格表示につとめてください。

⑥クーポン券の配布

宿泊事業者は、宿泊客に対してチェックイン時に必要枚数のクーポン券の配布を行い、利用できる対象施設の告知を行ってください。

⑦クーポン券の利用

クーポン券対象事業者が、クーポン券で支払いを受けた場合には、裏面に利用日を記載して、利用店舗の印鑑を押印してください。また、クーポン券の額面金額が利用料を上回る場合には釣銭の支払いは行わないものとします。

⑧助成金の交付申請

宿泊助成及び利用済クーポン券の精算を行おうとする対象事業者は、助成金交付申請書に必要事項を記入して、⑨実績報告に記載された期間内にあわせて国東市へ提出してください。

- (1) 提出書類 助成金交付申請書（様式第5号）
- (2) 添付書類 ③で提出した宿泊利用計画書の写し（宿泊施設及び旅行会社のみ）

⑨実績報告

対象事業者は、上記⑧交付申請書提出時に、③宿泊利用計画に対しての実績報告を行うこととし、下記の期間内に必要書類を添付して国東市へ提出してください。

- (1) 提出書類 実績報告書（様式第6号）
 - 実績書（様式第6号の1）（宿泊施設のみ）
 - 実績書（様式第6号の2）（旅行会社のみ）
 - 実績書（様式第6号の3）（クーポン券対象事業者のみ）
- (2) 添付書類 宿泊実績及び宿泊者の住所等の確認が出来る書類（宿泊台帳等）
利用済クーポン券の原本（クーポン対象事業者のみ）

- (3) 提出期間 ◆宿泊助成対象事業者
利用計画に基づいて月末毎に取りまとめ、翌月5日（休日等の場合は翌営業日）までに提出することとします。
◆クーポン券対象事業者
月末毎に集計し、翌月5日（休日等の場合は翌営業日）から10日（休日等の場合は翌営業日）までに提出することとします。

⑩精 算

対象事業者は、⑨実績報告とあわせて助成金等交付請求書を提出してください。

実績報告の内容を精査後に速やかに国東市より指定の口座へ支払いを行うこととします。

- (1) 提出資料 助成金等交付請求書（様式第7号）

6、注意事項

- ・提出された書類は返却しませんので、必要な場合は各自で写しを取って下さい。
- ・申請及び報告内容の偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合等には交付決定を取り消す場合や、交付された助成金の返還を求める場合があります。(要綱 20 条関係)
- ・本宿泊キャンペーン期間中に、コロナウイルス感染症拡大に伴う非常事態宣言やそれと同等の発令があった場合には本事業を中止する場合があります。(要綱 12 条関係)
- ・本宿泊キャンペーンの事業費は予算の範囲内とし、予算に達した時点で終了となります。
- ・参加申し込みや事業実施する上でコロナウイルス感染症防止に十分配慮してください。
- ・その他、要綱並びに要領に記載されていない事項に関しては国東市と協議して実施するものとしします。

提出書類の郵送先・問い合わせ先

申請方法	郵送または問い合わせ先へ持参
申請先	〒873-0511 大分県国東市国東町小原 2662-1 国東市サイクリングターミナル内 国東市役所 観光課 TEL : 0978-72-5168